

## 国立公文書館等における利用等規則の一部改正案について

内閣府大臣官房公文書管理課

今般、政府全体の書面・押印等を不要とする見直しを踏まえ、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。）を改正し、令和3年1月1日から施行する予定。これに合わせ、各国立公文書館等（外務省外交史料館を除いた15館）より、利用等規則の改正について内閣総理大臣に協議があったことから、公文書管理委員会に諮問するもの。

各国立公文書館等の利用等規則の改正内容は、以下のとおり。

- (1) 利用請求書の提出方法として、情報通信技術等を用いる方法を追加するもの（4館）
- (2) 第三者に関する情報等が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合に、当該第三者等に対して意見書提出機会の付与等を通知する方法として、電子情報処理組織を使用する方法を追加するもの（全15館）
- (3) 利用決定通知書の送付方法として、情報通信技術等を用いる方法を追加するもの（4館）
- (4) 写しの交付の方法として、情報通信技術等を用いる方法を追加するもの（2館）
- (5) レファレンスの申し込み方法として、電子情報処理組織を利用する方法を明示するもの（1館）

なお、内閣総理大臣の同意後は、各国立公文書館等において速やかに利用等規則の改正手続を行い、令和3年1月から改正利用等規則に基づく館運営を行う予定。